

岐阜県 経営事項審査(紙申請) 手数料納付法変更のお知らせ



令和8年1月の紙申請から手数料納付方法が変わります！
令和7年12月末の収入証紙販売終了に伴いこれまでの「収入証紙」から以下の方法へ変更となります。

土木事務所のレジで納付(現金・キャッシュレス決済)



審査申込み時に納付方法で「現金」「キャッシュレス決済」を選択

推奨

土木事務所で審査



審査後、受付から手数料納付方法確認書をもらい土木事務所に移動



手数料納付方法確認書を渡し、土木事務所のレジで納付



納付後返却された手数料納付方法確認書を持ち審査会場に移動



審査会場の受付に手数料納付方法確認書を提出※

⚠ 納付時の注意事項

- ・納付後、手数料納付方法確認書を審査会場の受付に提出して納付完了です。手数料納付方法確認書を持ち帰らないでください。
- ・現金納付の場合、釣銭が発生しないよう事前にご準備ください。
- ・土木事務所によっては手数料納付方法確認書の提出(フロー図※)を土木事務所で行います。詳細は各土木事務所までご確認ください。

📌 重要なお知らせ

- ・岐阜県ではレジでの支払いがスムーズなキャッシュレス決済を推奨します。
- ・キャッシュレス決済に係る決済手数料は岐阜県の負担となります。
- ・納付が完了するまでは審査完了とならず、結果通知書は発送されません。
- ・収入証紙納付書にかわり手数料納付方法確認書が提出書類となりました。納付の際に使用しますので、作成の上、審査に持参してください。
- ・収入証紙での納付も令和8年9月まで可能です。収入証紙で納付する場合は収入証紙納付書を作成してください。
- ・事前に納付方法を確認するため経営事項審査の申込み(オンライン)に納入方法確認の問を追加しました。
- ・ハガキで審査を申込み場合、納入方法(キャッシュレス決済、現金、収入証紙(R8.9まで))も記入してください。

